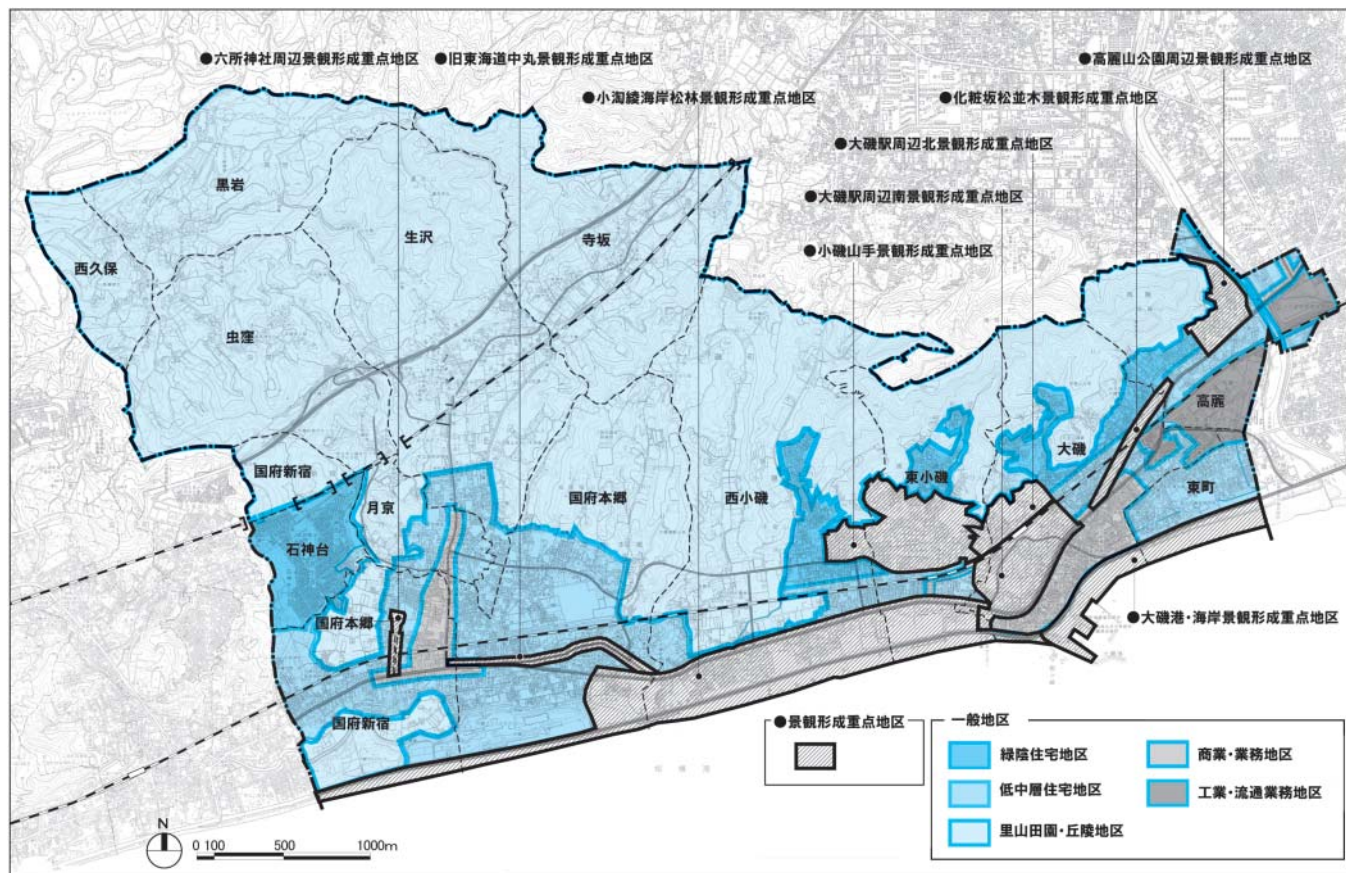


## 地区の区分

全町域を「緑陰住宅地区」「低中層住宅地区」「里山田園・丘陵地区」「商業・業務地区」「工業・流通業務地区」の5つの一般地区に区分します。

一般地区の中でも特に自然的、歴史的な特徴を持ち、景観資源が集積するなど、積極的に良好な景観の形成を推進していく必要がある地区を「景観形成重点地区」として指定し、良好な景観の形成のモデルとしていきます。



## 手続きの流れ

(※印は、別添の折込みチラシに詳しく載せていますのでご確認ください。)

- STEP 1 景観ガイドライン等により、手続きの方法や行為の区分を確認します。  
 ●以下は行為の区分によっては不要です。詳しくは下の図をご確認ください。
- STEP 2 景観チェックシートを用いて、行為が景観形成指針(※)に配慮されているかどうかを自己診断します。
- STEP 3 自己診断の結果を基に、行為を行なう方と町との間で良好な景観の形成を図るための協議(景観形成協議)を行います。
- STEP 4 景観法の規定に基づき、行為について町に届け出ます。届け出た行為は、景観形成基準(※)に適合させる必要があります。
- STEP 5 届け出た行為が完了したら、町に完了届を提出します。

